

## 武雄温泉駅南口駅前広場のご利用案内

武雄市は、西九州新幹線（武雄温泉駅・長崎駅間）開業により大きく変わろうとしています。これを機に、武雄温泉駅南口は、市民の交流と多様な活動に利用していただくことで地域の活性化やにぎわいの創出につながるよう駅前広場を整備しました。

イベント広場等を利用したイベント等をご検討中の方は、この「ご利用案内」をご参照いただき申請をお願いいたします。



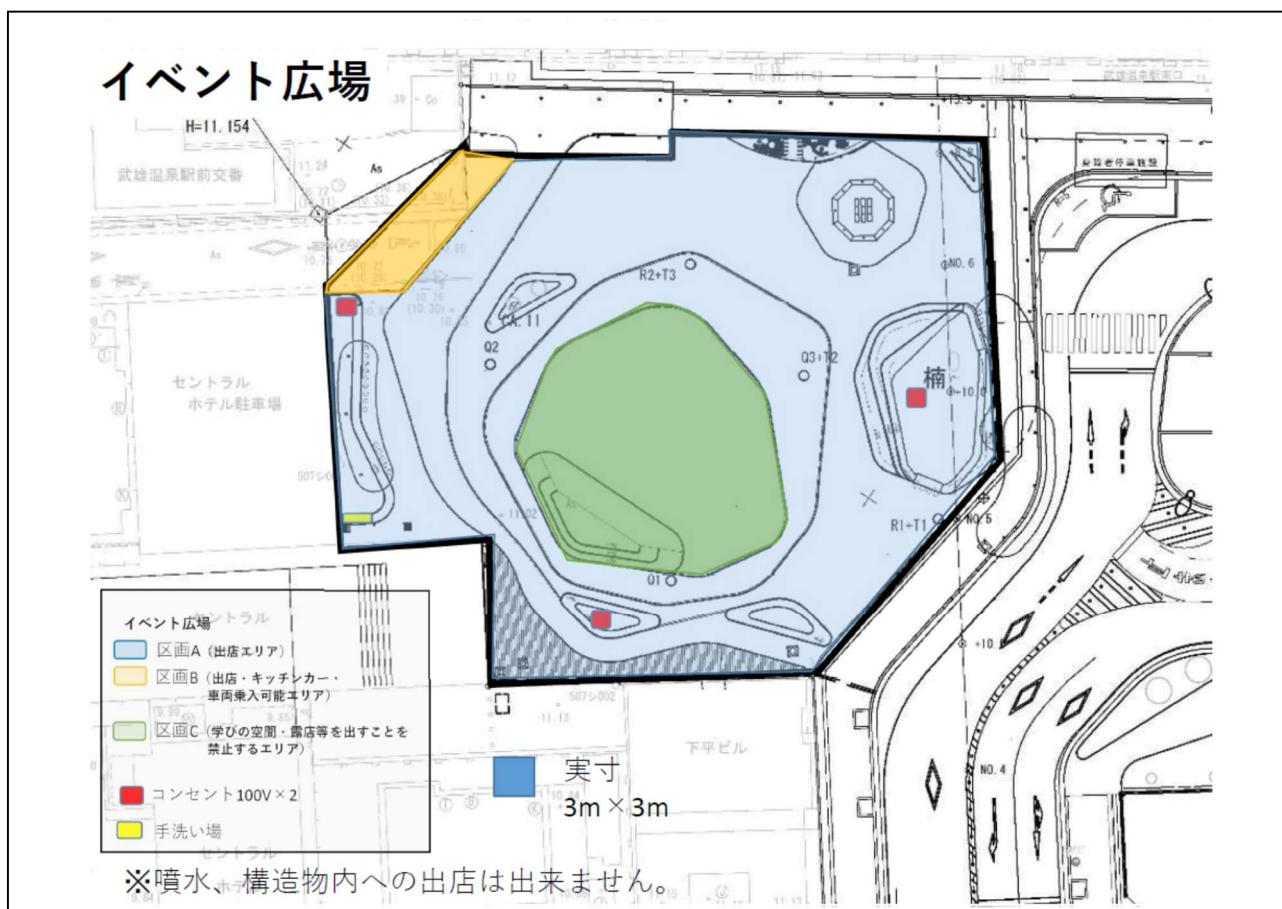
### 1 イベント広場の基本情報

- 名 称 武雄温泉駅南口駅前広場
- 住 所 武雄市武雄町大字昭和200番地24
- 使用時間 午前8時から午後10時まで

※準備・片付けの時間を含む。

※音の出る行為は、午前8時から午後9時まで

※広場の自由使用は、終日使用できます。



## 2 許可申請が必要な場合

営利・非営利を問わず、歩行者の通行等に影響を及ぼすような次の行為を行うために、広場を使用する場合は使用許可申請が必要です。また、連續して使用できる期間は、9日以内です。なお、非営利で、個人やグループで自ら楽しむ行為の場合は、申請の必要はありません。

- (1) 行商、露店営業その他これらに類する行為
- (2) 展示会、祭礼、集会その他これらに類する催し  
(演説、演芸、奏楽その他の方法により人寄せをする行為)
- (3) 募金、署名運動その他これらに類する行為  
(寄附を募集し、若しくは署名を求め、又は、物を販売若しくは交付する行為)
- (4) 業として写真、映画等を撮影する行為  
(ロケーション、撮影会その他これらに類する行為)

※使用申請が不要な場合でも、使用許可申請をすると電気（有料）や椅子（無料）が利用できます

## 3 使用上の注意

広場を使用するすべての方にとって、より良い広場とするために、次の行為を禁止していますので、ルールを守っていただきますようお願いします。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある行為
- (2) 広場や附属する設備・器具等を損傷し、汚損し、又は滅失するおそれのある行為
- (3) 花火やバーベキュー、地面で直接火を使用する行為
- (4) 球戯やローラー・スケートなどこれらに類する行為
- (5) 樹木の伐採や植物等を採取する行為
- (6) 騒音又は大声を発する、暴力をふるうなど他人に迷惑をかけるような行為
- (7) ごみ、空き缶その他汚物を投棄し、又は悪臭を発生される行為
- (8) その他、広場の管理上支障がある行為



#### 4 使用料金

条例に基づくイベント広場等の料金は以下の通りです。

区分		単位	金額
イベント広場	営利を目的とする場合	1平方メートルにつき1日	22円
	営利を目的としない場合		無料
附属設備等	持込器具等の使用に係る電源使用 (3か所)	コンセント1か所につき1時間 ※1か所あたり1000W以下	100円
	椅子	シェルター用 10台 アウトドア用 50台	無料

**備考**

- 使用面積、使用時間又は使用期間（以下「使用面積等」という。）が単位未満であるとき、又は使用面積等に単位未満の端数があるときは、それぞれこれを当該単位に切り上げるものとする。
- 区分ごとに算出した使用料の額が100円に満たない場合は、100円とする。
- 椅子を利用される場合は、安全確認をしてご利用下さい。また、椅子等に破損が生じた場合は、実費相当をご負担いただく場合がございます。

#### 5 使用申込の流れ

##### (1) 申請書の提出

申請前に、ハブ都市・新幹線課へ相談を行い、日程、空き状況等をご確認ください。

お申込み受付は、開庁日の午前9時から午後5時まで行っています。申請は、使用日の4月前の月初（1日）から相談及び申請を受付いたします。（例：8月5日利用の場合、4月1日からの受付となります。）

##### 【相談及び申請窓口】

武雄市営業部ハブ都市・新幹線課

住 所 佐賀県武雄市武雄町大字昭和12番地10

電話番号 0954-23-9160

##### 【提出書類】

武雄温泉駅南口駅前広場（イベント広場）使用許可申請書及び宣誓書

コンセントや椅子等の附属設備をご希望の方は、申請書に記入下さい。

##### 【添付書類】

使用（事業）計画書

使用する場所が確認できる位置図

使用料減免の対象となる場合、減免申請書及びその内容を証明する書類

イベント広場に特別の設備をし、又は、附属設備等以外の器具を使用しようとするときは、その内容が分かるもの

### 【提示を求める書類】

- 飲食を伴う場合、関係機関（保健所等）での手続き・調整が完了していることを示す書類
- 火器の使用を伴う場合、消防署での手続きが完了していることを示す書類
- その他、関係行政機関への手続きが完了していることを示す書類

※書類はすべて写して構いません。

(参考) 添付書類 使用(事業)計画書の例

- (1) 行商、露店営業その他これらに類する行為をする場合  
販売品目、販売価格、販売時間及び販売人員を記載した計画書
- (2) 募金その他これに類する行為をする場合  
募金趣意書、配布物一覧
- (3) 業として写真を撮影する場合  
営業時間料金及びカメラの台数を記載した計画書
- (4) 業として映画の撮影を行う場合  
人員、機材、撮影時間、撮影方法並びに現場責任者の住所及び氏名を記載した計画書並びに当該映画の梗概書
- (5) 展示会、祭礼、集会その他これらに類する催しを行う場合  
入場料金、現場責任者の住所及び氏名並びに会合のプログラムを記載した計画書

### (2) 許可

申請受付後、許可・不許可を判断します。許可の場合は、許可書を交付します。広場使用中は、使用者は必ず使用許可書を掲示してください。

また、使用権を第三者へ譲渡・転貸することは出来ません。

使用許可内容に変更が生じた場合は、変更申請書を提出してください。

### (3) 使用料の納付

使用許可書交付の時点で使用料をお支払いいただく必要が生じます。納付期限までにお支払いください。

## 6. 使用を許可した場合の注意事項

- 設営及び撤収は、使用許可を受けた時間内に開始、完了してください。
- 駅前広場は多くの人が東西南北それぞれに行き交います。歩行者の動線を確保したうえで、配置をしてください。
- 楽器、音楽、音声等の使用は、午後9時までとします。
- 他の利用者、周辺の居住者等に迷惑をかけないよう十分に配慮し、使用後は、清掃をしてください。
- イベント広場及び附属設備等の汚損又は破損につながる火気の使用は、禁止します。
- 指定された場所以外への車両の乗り入れを禁止します。
- 使用終了後は、清掃し、施設の損傷や汚損等がないか確認を行ってください。また、異常がある場合は、必ず報告し、原状回復をしてください。
- イベント広場において天災その他市の責めに帰することのできない事由によって生じた損害に対しては、賠償の責めを負わない。

## 様式第1号（第5条関係）

## 武雄温泉駅南口駅前広場（イベント広場）使用許可申請書

武雄市長 様

年 月 日

イベント広場及び附属設備等の使用について、次のとおり申請します。使用に当たっては、条例及び規則の規定並びに注意事項を遵守します。

申 請 者	団体名（主催者） ※個人での使用の場合は記入不要			
	住所・所在地			
	氏名	(印)	電話	( )
(注) 署名又は記名押印				
現 場 責 擔 者	住所			
	氏名	電話	( )	
使 用 人 数	人			
使 用 年 月 日	自 年 月 日 (曜日) 時 分			
	至 年 月 日 (曜日) 時 分			
	連続使用における使用許可時間以外の占用 <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない			
使 用 目 的				
車両の使用	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり			
使 用 附 属 設 備 等	<input type="checkbox"/> なし			
	<input type="checkbox"/> あり (使用コンセント： か所、 1か所当たりの使用電源：合計 kw、 椅子 台)			
持 込 器 具	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり ( )			
営業行為・販売等	<input type="checkbox"/> なし	使用者区分	<input type="checkbox"/> 一般	
	<input type="checkbox"/> あり (面積 m <sup>2</sup> )		<input type="checkbox"/> 武雄市（主催・共催）	
<input type="checkbox"/> 市内の学校等				

## 武雄温泉駅南口駅前広場（イベント広場）使用許可通知書

武市 第 号

上記のとおり、許可する。ただし、次の条件に従うこと。

令和 年 月 日

武雄市長

印

使 用 料	イ ベ ン ト 広 場	附 属 設 備 等	減 免 額	計
	円	円	円	円
※ 摘 要				

(裏面)

## 誓 約 書

□ 私は、武雄温泉駅南口駅前広場「イベント広場」の使用を申請するにあたり、下記事項について誓約します。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等は、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1(2)～(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

(注) 誓約書を確認の上、□にレ印を記入すること。

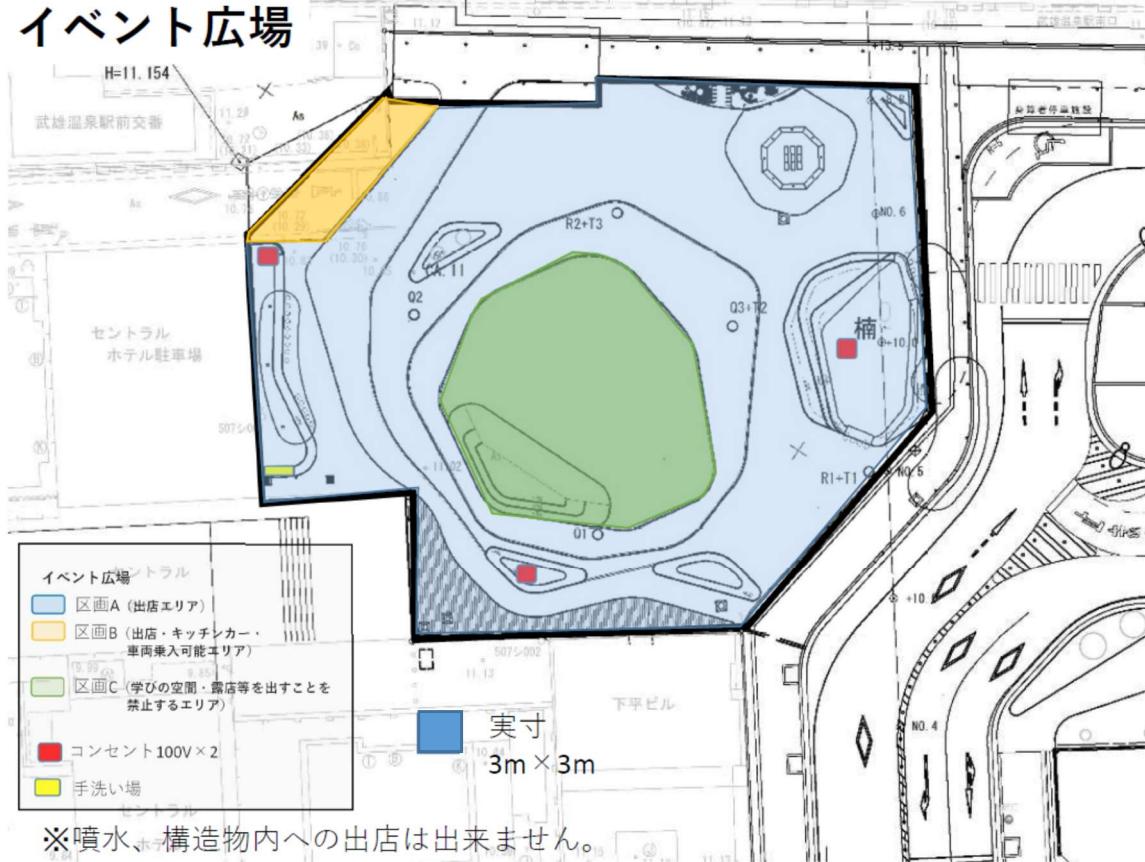
### 添付資料

- 1 使用（事業）計画書
- 2 使用する場所が確認できる位置図
- 3 誓約書

### 注意事項

- 1 この通知書は、使用者のみ有効とする。
- 2 この通知書は、使用中見やすい位置に掲示すること。
- 3 楽器、音楽、音声等の使用は、午後9時までとする。
- 4 イベント広場の使用に当たっては、他の利用者、周辺の居住者等に迷惑をかけないよう十分に配慮し、使用後は、清掃をすること。
- 5 イベント広場及び附属設備等の汚損又は破損につながる火気の使用は、禁止する。
- 6 イベント広場等を損傷し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償すること。
- 7 指定された場所以外への車両の乗入れを禁止する。
- 8 許可に係る事項を変更しようとする者は、この通知書を武雄温泉駅南口駅前広場（イベント広場）使用許可変更申請書（様式第3号）に添付すること。

## 位置図



区画A (青)

営利を目的とした出店が可能となる区画

区画B (橙)

キッチンカーなど車両の乗入が可能となる区画

区画C (緑)

演説、演芸、奏楽などが可能となる区画。露店などの出店は出来ませんが、憩いのスペースとして使用が可能な区画。

コンセント (赤) 1000W

洗い場 (黄)